

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	ページング装置において、拡声機能の不良が認められたため、当該ページング装置を点検・修理	D	
2	1号機	廃棄物処理建屋地階において、点検中の床ドレン収集ポンプ出口弁（開放部）より水の漏えいが発生したため、漏えい水を除去および除染。今後、原因を調査。なお、漏れた水は堰内に留まっており、漏えいした水の量は約165リットルで、放射エネルギーは約 5.4×10^5 Bqであった。	C	
3	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）油タンクのレベル計ガラス面に汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	D	
4	3号機	残留熱除去系（B系）定例試験準備のため、同系海水ポンプ用潤滑油ポンプ（B1）を起動した際、潤滑油圧カススイッチの動作不良による「潤滑油圧力低」の誤警報が発生、潤滑油ポンプ（B2：予備機）が起動する事象が発生したため、当該油圧カススイッチを点検・修理	C	
5	4号機	プロセス計算機警報印字プリンタに高圧注水系（待機停止中）の流量に関する警報「系統流量範囲逸脱」が印字され、その直後、復帰した旨印字される事象が発生したため、対応検討	D	
6	4号機	試料採取系の燃料プール冷却材浄化系サンプリング流量調節弁2台（ろ過脱塩器入口・ろ過脱塩器（A）出口）にシートリークが認められたため、当該弁2台を点検・修理	D	
7	4号機	固体廃棄物処理系機器ドレンファンダフィルター差圧発信器の動作不良による「フィルター差圧高」の誤警報が発生したため、当該差圧発信器を点検・修理	D	
8	6号機	所内ボイラ（B）低負荷運転時、ボイラ炉内の空気量不足による煙突からの黒煙の発生が認められたため、当該ボイラ炉内の燃焼を調節	D	
9	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）1次セラミックフィルタ（A）差圧計検出元弁（高圧側）に固着（微開位置）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	その他	固体廃棄物貯蔵所（1号棟）屋根修理工事における屋根撤去に伴う建屋内鉄骨への墜落防止用ネット取付け作業中において、同ネットに火災報知器（光電式感知器）が反応し動作したため、当該作業を中断し、火災報知設備を復旧および対応検討	C	8月22日再審議によりグレード変更 D → C

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで